

本件施設予約受付の方法

| 予約の優先順位 | 事業者の提案範囲 | 事業契約締結後から本件施設開業の前々年度まで | 本件施設開業の前年度 (本件施設開業後も同様とする) | | | 利用年度 |
|---------|-------------------------|------------------------|-------------------------------|-----|----------|------|
| | | | 12月頃 | 1月頃 | 使用日の2カ月前 | |
| 1 | 国際大会・全国大会等(※1) | 提案を行う。(※5) | 事前協議(※6) | | | |
| 2 | 1以外の大規模大会(※2) | - | - | | | |
| 3 | 指定管理者が実施する教室・イベント等の自主事業 | 提案を行う。(※5) | 事前協議(※6) | - | | |
| 4 | 占用使用(一般)(※3) | - | - | - | - | |

※1：市長が本市スポーツの振興又は本市の発展に特に寄与すると認める行事等に限る。
 ※2：下記のいずれかに該当するものに限る。資料 19（別紙）を参照すること。
 ・市が主催する事業
 ・市が共催又は後援する事業で、姫路市体育協会に加盟する団体等が主催する事業
 ・その他、市長が特に必要と認めた事業
 ※3：市が主催、共催、後援する事業については、使用日の2カ月前より先に、優先的に申請ができる。
 ※4：体育施設使用調整会議を施設ごとに分けて実施し、決定する。
 ※5：事業者は自主事業として、優先順位1に類する大規模な大会誘致及びイベント等の実施、または優先順位3にあたる教室・イベント等の実施について提案（料金収入予測を含む）を行うことができる。ただし、優先順位1に該当するかどうかは、本事業の事業契約締結後に実施する事前協議(※6)によって市と事業者が協議の上決定する。
 ※6：事前協議について
 ・事前協議では、事業者提案の優先順位、実施回数等について協議を行う。
 ・事業者の提案内容が優先順位1に該当するかを含めた事前協議の結果、市が実施を認めた場合には優先順位1と同等の優先順位で日程を確保するものとする。